

株主総会決議無効確認等請求事件

東京地方裁判所立川支部平成24年（ワ）第2633号

平成25年9月25日民事第1部判決

判 決

原告 甲野春夫

同訴訟代理人弁護士 圓山卓

被告 株式会社Y

同代表者代表取締役 乙山竹彦

同訴訟代理人弁護士 阿部一博

主 文

- 1 被告の平成24年9月4日付け臨時株主総会における別紙決議目録記載の決議が無効であることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 主位的請求

主文第1項と同旨

2 予備的請求

被告の平成24年9月4日付け臨時株主総会における別紙決議目録記載の決議を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、会社法上の公開会社でない株式会社（以下「非公開会社」という。）である被告の株主である原告が、被告が平成24年9月4日付けでした株主総会の議決権及び剰余金の配当に関する株主ごとの異なる規定を新設する内容の定款変更を行う旨の臨時株主総会（以下「本件株主総会」という。）決議（以下「本件決議」という。）は、株主平等原則の趣旨に違反するものであることなどを主張して、被告に対し、主位的に同決議の無効の確認を、予備的に同決議の取消しをそれぞれ求めた事案である。

- 1 前提事実（証拠を明示した以外の部分は「争いのない事実」ないし「争うことを明らか

にしない事実)」

(1) 当事者等

ア 被告は、建築工事等を目的として平成7年2月16日に設立された株式会社（ただし、設立当初は、有限会社法〔昭和13年法律第74号。会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により平成18年5月1日に廃止された。以下同じ。〕上の会社であった。）であり、非公開会社である。本件決議当時の被告の発行済株式の総数は6915株である（甲2、乙32）。

イ（ア）原告は、平成7年2月16日から平成21年10月31日までの間、被告の取締役を務め、本件決議当時、被告の株式1010株を保有していた。

（イ）甲野夏郎は、原告の子であり、平成10年4月ころ、被告に入社し、平成16年6月30日から平成22年7月31日までの間、被告の取締役を務め、本件決議当時、被告の株式424株を保有していた。

（ウ）甲野秋子は、甲野夏郎の妻であり、本件決議当時、被告の株式45株を保有していた。

（エ）丙川冬助は、平成23年10月14日、甲野夏郎から被告の株式100株を譲り受けて被告の株主となった者であり、本件決議当時、被告の株式100株を保有していた（乙27）。

ウ 乙山竹彦は、被告の代表取締役であり、本件決議当時、被告の株式933株を保有していた。また、乙山竹彦の兄である乙山松夫（以下、乙山竹彦とともに「乙山ら」という。）は、本件決議当時、被告の株式3542株を保有していた。

(2) 被告の株主構成

本件決議当時、被告の発行済株式のうち自己株式67株を除いた6848株については、別紙株主名簿の「氏名」欄記載の各人（合計27名）が、「所有株式数」欄記載の数の各株式を保有しており、それらの持株比率（株主総会の議決権の比率。以下同じ。）は「比率（前）」欄記載のとおりであった。本件決議当時、原告、甲野夏郎、甲野秋子及び丙川冬助（以下、4名を併せて「原告ら」ということもある。）を除く被告の株主（合計23名）の持株比率は、合計76.9パーセントであった（甲1、弁論の全趣旨）。

(3) 本件決議

被告は、原告を含む被告の株主に対し、平成24年8月27日付けで、敵対的な社員・株主が存在すると経営の意思統一が図られず、会社の存亡に関わりかねないとして、別紙決議目録の「変更案」欄記載のと通りの各規定を新設する内容の定款変更を行うことなどを内容とする臨時株主総会招集の通知をした（甲3）。

これを受け、同年9月4日、本件株主総会が開催されたところ、同議案についての各人の賛否は、別紙株主名簿の「本件決議の賛否」欄記載のとおりであり、被告は、同議案を原案どおり承認可決する旨の本件決議をした（甲4）。

その結果、被告の各株主の議決権の数は、別紙株主名簿の「議決権」欄記載のとおりとなり、それらの持株比率は、「比率（後）」欄記載のと通りの扱いとなり、原告らの剰余金の配

当を受ける権利も、その余の株主の100分の1という扱いとなった。

2 争点に対する当事者の主張

(1) 本件決議の無効原因の有無（主位的請求関係）について

（原告の主張）

ア 原告の同意に基づかない権利の制限・剥奪

有限会社法の下においては、既存の社員についてその持分内容の不利益変更を伴う定款変更を行うためには、当該不利益を受ける社員の同意が必要であると解されており、このような解釈は、株式の属人的定め（以下、単に「属人的定め」という。）の制度を承継した会社法の下でも当然に当てはまる。

本件決議は、会社法109条2項が規定する属人的定めを利用して定款変更を行うものであるところ、原告の株式に対する重大な不利益変更を伴うものであり、原告はこれに一切同意していないから、上記解釈に照らし、当然に無効である。

イ 株主平等原則の趣旨に対する違反

（ア）属人的定めは、会社法109条1項が規定する株主平等原則の例外として位置づけられているが、その内容は、株主総会における議決権、剰余金の配当を受ける権利及び残余財産の分配を受ける権利という株主としての重要かつ基本的な権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行うことを認めるものである。

したがって、仮に属人的定めについて株主平等原則が直接適用されないとしても、如何なる差別的取扱いでも許されると解するのは相当ではなく、同制度を利用してされた株主総会決議が株主平等原則の趣旨に違反する場合には、同決議は、その内容が法令に違反するものとして無効であるというべきである。そして、〔1〕基本的な株主権の制限を正当化する程の重大かつ正当な会社の利益が存在しないとき（目的の正当性を欠く場合）や、〔2〕仮に存在してもこれを守る目的で選択された手段が同目的の達成にとって必要最小限度のものでないとき（手段の相当性を欠く場合）は、当該株主総会決議は株主平等原則の趣旨に違反するものというべきである。

（イ）本件決議が目的の正当性を欠いていること

被告は、原告らを被告の安定的経営に資する行動をとることが到底考えられない敵対的株主であるとみなし、原告らを排除する必要性があることを本件決議の理由として指摘する。

しかし、会社法は、相互に異なる立場を有する株主、債権者等の利害関係を調整する制度であるから、被告の主張する意味での敵対的株主に対する差別的取扱いが許容される余地はない。仮に差別的取扱いが許容される敵対的株主なる概念が存在するとしても、それは会社法上の権利を濫用し、公序良俗に反する目的を達成しようとするような株主を意味するものというべきであり、単に会社の経営陣が敵視している株主がこれに含まれないのは明らかであるから、原告らは、差別的取扱いが許容される敵対的株主には当たらない。また、被告は、原告らが敵対的株主に当たる根拠として、甲野夏郎が株式会社A（以下「A社」と

いう。)を設立したことなどを指摘するが、いずれも原告らについての差別的取扱いを正当化する理由とはならない。

したがって、本件決議は、目的の正当性を欠いている。

(ウ) 本件決議が手段の相当性を欠いていること

本件決議は、その内容自体が極めて恣意的かつ不合理なものであり、手段の相当性を肯定することはできない。

すなわち、本件決議は、原告らの株主総会における議決権を100分の1前後も希釈化させるとともに、剰余金の配当を受ける権利をその余の株主の100分の1にするものであり、その実質は、原告らの株主権を強制的に制限・剥奪し、原告らの犠牲のもとに、乙山らに不当な利益(完全な会社支配を可能にする利益及び剰余金を独占する利益)を与えるものであるから、手段の相当性を欠いている。

また、仮に属人的定め of 制度を利用した株主総会決議によって会社の支配権(議決権)を実質的に再配分することが可能な場合が理論上あり得るとしても、衡平の理念からすれば、同決議によって不利益を受ける株主に対しては経済的代償措置が講じられるべきである。しかし、本件決議においては、原告らに対する経済的代償措置は何ら講じられていないから、本件決議の内容は、衡平の理念に反するものであり、手段の相当性を欠いている。

(エ) 以上によれば、本件決議は株主平等原則の趣旨に違反し、無効である。

ウ 公序良俗違反

(ア) 強制的な権利の剥奪・移転

本件決議の結果、原告の持株比率は14.7パーセントから僅か0.1パーセント前後にまで希釈化されることとなり、原告は、株主総会招集請求権、株主総会の招集手続等に関する検査役の選任請求権など、会社の経営を監督是正するための権利の行使について重大な制限を受けることとなった。また、本件決議の結果、原告らは、その余の株主の1株についてされる剰余金の配当額に100分の1の割合を乗じて得られる額の剰余金の配当しか受けられないこととなり、重大な経済的損失を受けることとなった。これは、原告らの株主権を強制的に制限・剥奪して、乙山らに不当な利益の移転を行うものである。

(イ) 会社法の趣旨に対する違反

本件決議は、形式的には属人的定め of 制度を利用してされたものであるが、実質的には原告らを被告の株主から排除するものであり、いわゆるスクイズアウト(少数株主の締め出し)と同様である。この点、会社法は、株主からの個別の同意を要しないスクイズアウトを行う場合には、少数株主に対し、株式買取請求権(同法116条参照)や、全部取得条項付種類株式の取得価格の決定の申立てを行う権利(同法172条参照)などを認めることによって、経済的な代償ないし補償手続を行うことを要求している。しかし、原告らは、本件決議の内容について一切同意をしておらず、また、原告らに対する経済的な代償ないし補償手続は一切行われていないのであり、これは、株式の強制的取得に関する会社法の上記要求ないし制度趣旨を明らかに無視するものである。

(ウ) 我が国の中小企業投資に対する重大な悪影響

被告は、属人的定めを濫用して行った本件決議により、乙山らが敵視するようになった原告らを一方的に排除しようとしているが、本件決議のような株主の権利の制限・剥奪が認められるとすれば、非公開会社に対して出資した者は、出資後は会社の経営陣（大株主）の一存によっていつでも突然にその権利を一方的に制限・剥奪される地位に置かれることとなり、我が国における非公開会社に対する投資は予測不能で極めて危険なものと評価され、重大な悪影響が生じる。

(エ) 以上によると、本件決議は公序良俗に違反し、無効である。

(被告の主張)

ア 会社法は、非公開会社に限り、有限会社法の下で必要とされていた不利益を受ける社員の同意を不要とし、総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって株主総会決議を行うことにより、特定の株主にとって不利益ないし不平等な内容の株式を定める定款変更を認めているのであって、原告の主張（前記（原告の主張）ア）は、属人的定め制度の存在それ自体を否定するものであり、失当である。

イ（ア）そもそも、属人的定め制度は、会社法が明文（同法109条2項）をもって株主平等原則（同法109条1項）の例外として位置づけた制度であるから、同原則及びその趣旨が及ぶものではなく、同法105条2項において認められている建前に反しない限り、如何なる差別的取扱いをすることも許されるというべきであり、例え不合理な差別であっても認められるべきである。このような解釈の相当性は、属人的定めについては他に例を見ない極めて厳格な要件である特殊決議が必要とされており、適用場面は株主の個性が重視される非公開会社に限定され、効力は種類株式と異なりあくまで属人的なものに止められるなど、不利益な取扱いを受ける株主の最低限の利益が図られていることや、会社法が非公開会社に限って属人的定め制度を導入したのは非公開会社に定款自治を広く認めようとしたためであることなどからも裏付けられる。

そして、同法105条2項に照らせば、株主に剰余金の配当を受ける権利又は残余財産の分配を受ける権利の一方のみを与える内容の定款を定めることは許されるどころ、本件決議は、原告を含む全ての株主の残余財産の分配を受ける権利については何ら変更するものではない。また、同法105条2項に照らせば、株主総会の議決権については、特定の株主に完全に与えないことも許されるから、別紙決議目録の「変更案」欄記載のとりの株主総会の議決権に関する株主ごとの異なる規定を新設することも許される。

したがって、本件決議の内容は、何ら法令に違反しない。

（イ）会社法は、属人的な定めを置くことについて、必要性や相当性を要件とはしておらず、そもそも、何らかの理由や目的が存在しなければならないというものではない。会社法は、属人的な定めを置くか否か及び如何なる内容の定めを置くのかという点について、当該会社の判断に一切を委ねているのである。また、同法109条2項は、属人的な定めを置くに当たって経済的代償措置を講じることを要件とはしていない。原告の主張（前記（原告の主

張)イ)は、独自の見解に基づくものにすぎず、失当である。

(ウ)仮に、属人的定めについて、株主平等原則の趣旨が及び、不合理な差別的取扱いをすることが許されないとしても、当該株主に対し差別的取扱いを行おうとする株主の判断が最大限尊重されるべきであり、株主の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在している場合には差別的取扱いが許されないとしても、重大な瑕疵の存否の判断は慎重にされるべきである。そして、被告は、以下のような理由に基づいて、原告らを敵対的株主であると位置づけて本件決議を行ったものである。

a 甲野夏郎を敵対的株主として位置づけた理由

被告が甲野夏郎を敵対的株主として位置づけたのは、〔1〕甲野夏郎が被告と同種同業の事業を行う会社(A社)を設立したこと、〔2〕被告が施工した物件の写真をA社のホームページに掲載し続けたこと、〔3〕A社の設立パーティー(以下「本件パーティー」という。)において被告に対する営業妨害行為を行ったこと、〔4〕顧客の奪取行為を行ったこと、〔5〕丙川冬助に対し被告の株式を譲渡したことなどによる。

具体的には、〔1〕甲野夏郎は、被告の取締役を退任してから2か月後には、被告在籍中に獲得したノウハウや顧客情報を利用して、被告の商圈の範囲内に、被告と同業同種の事業を行う会社(A社)を設立したものであり、そのような競業会社の存在自体が被告にとって脅威であった。また、〔2〕A社は、被告が施工した物件の写真を自社のホームページに掲載し、あたかも同物件がA社の施工した物件であるかのように一般消費者をして誤認させる行動をとり、被告による同写真の削除依頼にも応じなかった。さらに、〔3〕甲野夏郎は、原告と共に、本件パーティーを開催し、被告の執行委員、仕入先、関係者(ドミナント、営業委託先等)を招待した上、これらの者に対し、今後は被告との取引関係をやめてA社と取引関係を持つよう協力と呼びかけて引抜きを画策した。また、〔4〕甲野夏郎は、被告の関係者の引抜き行為を行うほか、被告の取引先を実際に奪うなどし、被告の売上げを激減させた。さらに、〔5〕甲野夏郎は、A社と被告が紛争をしている最中の平成23年10月14日、丙川冬助に対し、被告の株式100株を譲渡した。

b 原告を敵対的株主として位置づけた理由

被告が原告を敵対的株主として位置づけたのは、〔1〕原告と甲野夏郎との関係、原告とA社との関係、A社による違法行為を擁護する態度、原告がA社の取締役を退任した経緯、甲野夏郎からの情報収集活動を行っていたことなどを考慮すれば、原告と甲野夏郎を一体のものとして評価できること、〔2〕被告に対し報復的な攻撃ないし嫌がらせを行ったことなどによる。

上記〔1〕につき、具体的には、原告は、甲野夏郎の父であるのみならず、被告に甲野夏郎を紹介して入社させるなど、社会的にも強く結びついた関係にあった。また、原告は、A社設立時における取締役であり、同社設立の際の本件パーティーにおいて、被告の取引先等の関係者の引抜きを画策した。さらに、A社がホームページに被告の施工した物件の写真を掲載したことについて被告が抗議をしても、原告は、A社の同行為を擁護し、被告の行動を

非難する手紙を送った。加えて、原告がA社の取締役を退任したのは、被告が原告を被告の競業会社であるA社の取締役であると指摘し、原告からの株主名簿等の開示請求などを拒絶したからにすぎず、被告による同指摘がなければ原告は現在もA社の取締役であった蓋然性が高く、原告が被告から入手した情報等が全てA社へと流出する蓋然性が高かった。そして、原告は、甲野夏郎から聴取した事情に基づいて、被告の取締役の責任を追及しようとしており、原告と甲野夏郎は事実上一体の関係にあった。

上記〔2〕につき、原告は、被告の取締役に対する責任を追及する目的や、A社の利益を図る目的で、被告の会計帳簿、計算書類、取締役会議事録等の閲覧謄写等を求めて民事保全法上の仮処分命令申立てを行った。これは、被告の経営を萎縮させてその利益を害するものであった。

c 甲野秋子及び丙川冬助を敵対的株主として位置づけた理由

甲野秋子は、甲野夏郎の妻であり、原告及び甲野夏郎の意向に沿った判断をする蓋然性が高い。また、丙川冬助は、A社と被告が紛争をしている最中の平成23年10月14日、甲野夏郎から、被告の株式100株を譲り受け、被告の株主となった。

(エ) 以上のとおり、原告らは、被告に対し、様々な営業妨害行為や嫌がらせなどを繰り返してきたのであるから、被告は、現経営者による安定的な支配権を獲得するために原告らの持株比率を低減させる目的で、また、原告らの上記行為によって被告が多大な経済的損失を受けたことから、原告らの剰余金の配当請求権の割合を低減させる目的で、原告らを敵対的株主として位置づけて本件決議を行ったのであり、その目的は正当である。このように、本件決議は、被告の経営判断として極めて合理的なものであり、そこに株主の判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しているとは到底考えられず、本件決議に賛成した被告の約77パーセントにも及ぶ株主の判断は最大限尊重されるべきである。

したがって、本件決議は株主平等原則の趣旨に違反するものではない。

ウ 本件決議を行ったのは、被告の役職員らによる被告の安定的な経営を図るためであり、本件決議によって原告らに経済的な損失が発生するわけでもない。また、スクイーズアウト及び属人的定めは、制度趣旨や決議要件を異にする別個の制度であって、これらを同列に論じることはいできない。さらに、属人的定めは、敵対的株主を排除するためなど、会社の経営判断の観点から利用されることが想定されて制度化されたものであり、投資家の保護は株主間契約の締結によって図ることもできる。原告の主張（前記（原告の主張）ウ）は、属人的定め制度の存在それ自体を否定するものにほかならず、失当である。

したがって、本件決議は公序良俗に違反するものではない。

(2) 本件決議の取消原因の有無（予備的請求関係）について

(原告の主張)

ア 特別利害関係人による著しく不当な決議

(ア) 乙山松夫は、株式1株につき100個の議決権を、乙山竹彦は、株式1株につき220個の議決権を、本件決議によってそれぞれ付与されることとなり、また、原告らの剰余金

の配当を受ける権利の希釈化に伴う利益の移転を受けるから、いずれも本件決議について特別の利害関係を有する者に当たるにもかかわらず、乙山らは、本件決議を成立させるために議決権を行使した。

したがって、本件決議は、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによってされたものである。

(イ) 前記(1)(原告の主張)ウ(ア)で指摘したとおり、本件決議は、原告らの株主権を強制的に制限・剥奪し、乙山らに利益を移転させるものであり、内容それ自体が不当である。

また、本件決議の結果、被告の株主間の平等が実質的に確保されない状態が生じる。

さらに、社会通念上の対価関係から著しく逸脱した取引によって一部の株主が利得する場合や、団体に参加しようとする一般人の予測を著しく超える忍従を強要する場合には、多数決の濫用によって著しく不当な決議がされたものというべきところ、本件決議は、原告らの株主権を一方的に制限・剥奪し、乙山らに被告の共益権及び自益権の両面における多大な利得を与えるものであり、一般人の予測を著しく超える忍従を原告らに強要するものであるから、構造的かつ典型的な多数決の濫用によってされたものというべきである。

加えて、本件決議は、被告にとっての敵対的株主を排除することを目的としてされたものであるが、その実態は、被告及びA社の事業上の競合関係の問題を敵対的株主の問題にすり替えることによって原告らを被告から排除し、乙山らによる被告の私物化を実現するものであり、その目的に正当性は全くない。

そして、前記(1)(原告の主張)ウ(ウ)で指摘したとおり、本件決議のような株主の権利の制限・剥奪が認められるとすれば、我が国における非公開会社に対する投資は予測不能で極めて危険なものと評価され、重大な悪影響が生じる。

したがって、本件決議は、特別利害関係人である乙山らが議決権を行使したことによってされた著しく不当な決議である。

イ 多数決の濫用(会社法831条1項3号類推)

仮に本件決議が特別利害関係人の議決権行使によってされたものであると認められないとしても、社会通念上の対価関係から著しく逸脱した取引によって一部の株主が利得する場合や、団体に参加しようとする一般人の予測を著しく超える忍従を強要する場合には、会社法831条1項3号の類推適用により、そのこと自体が多数決の濫用として株主総会決議の取消事由になるというべきである。そして、前記ア(イ)で指摘したとおり、本件決議は多数決の濫用によってされたものであるから、取り消されるべきである。

(被告の主張)

ア 前記(原告の主張)アについては争う。乙山らは、本件決議について、特別の利害関係を有しない。また、本来、属人的定めを置くことは、その目的の如何にかかわらず認められること、特定の株主に不利益となる取扱いを会社法自体が予定していることなどに照らせば、本件決議は著しく不当な決議に当たらない。

イ 前記（原告の主張）イについては争う。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実と、甲第2、第5、第16号証、乙第1、第2号証、第3号証の1ないし4、第4ないし第6号証、第8号証の1、2、第31、第32、第37、第38号証及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1）原告は、昭和60年ころ、仕事を通じて乙山松夫と知り合った。同人は、平成6年4月、「Y」を立ち上げて個人事業を開始し、平成7年2月16日、被告を設立するに当たり、原告に対して出資の依頼をし、原告は、被告の株式の33パーセントを取得するとともに、被告の取締役役に就任した。

被告は、設立以後、順調に成長を遂げ、平成16年ころには、年商25億円もの売上げを達成するに至り、その後も増収増益を繰り返し、平成24年度の売上げは年商46億円を超えるまでに至った。

（2）丁田太郎は、有限会社B（以下「B」という。）の社員であったところ、平成17年4月1日、被告との間で「機密保持に関する契約書」を取り交わすとともに、被告から、Bを被告の業務委託先とする案件についての個人情報保護法取扱責任者に任命された。そして、丁田太郎は、被告において、建築リフォーム第2チームのマネージャーを務め、被告の名刺を使用しながら被告の営業活動を行った。被告は、平成18年2月1日、Bとの間で、建築工事の営業委託契約を締結した。

（3）乙山松夫は、平成20年12月24日、被告の代表取締役役を退任したが、以後約1年間は、乙山竹彦の相談役として、被告の経営の引継ぎ等の業務を行っていた。

原告は、平成21年10月31日、被告の取締役役を退任し、甲野夏郎は、平成22年7月31日、同じく被告の取締役役を退任した。

（4）甲野夏郎は、A社の設立に先立つ平成22年9月末ころ、A社の設立を祝うパーティー（本件パーティー）を開催し、被告の執行役員、仕入先、関係者（ドミナント、営業委託先等）を招待した。

原告は、本件パーティーにおいて挨拶をした際、出席者に対し、息子（甲野夏郎）が事業を始めるので息子のことをよろしく頼む旨や、A社が受注した工事について今後仕事をしてもらいたい旨の発言をした。

甲野夏郎は、平成22年10月5日、建築請負工事一式、内装工事一式、建築資材の販売及びリース業等を目的とする株式会社（A社）を設立した。原告、甲野夏郎及び丁田太郎は、A社の取締役役に就任したが、原告は、平成23年7月10日には、これを退任した。

（5）被告は、インターネット上にホームページを開設しており、東京都渋谷区所在の3LDKのマンションにおけるキッチン、リビング、ベッドルーム、洗面台及び玄関のリフォーム工事前後の写真などを掲載していた。

他方、A社もまた、インターネット上にホームページを開設しており、リフォーム工事前後の写真を掲載するほか、平面図だけでは理解できない部分も3DCGを使えばより完成

形に近いイメージでの打ち合わせが可能であるとして、３ＤＣＧのイメージ写真及び実際に施工したものとしての写真などを掲載していた。

被告は、Ａ社がホームページのトップページに掲載した４枚の写真及び３Ｄプレゼンテーションページに実際に施工したものとして掲載した１枚の写真中の物件は被告が施工したものであるとして、平成２３年４月５日、公正取引委員会に対し、排除措置命令の申立てをした。

そして、被告は、同月１４日、甲野夏郎及びＡ社に対し、「ご通知」と題する同月１３日付け書面を内容証明郵便にて送付した。同書面には、Ａ社がホームページに掲載した写真に関して排除措置命令の申立てをした旨や、引抜き行為を行わないよう強く警告する旨などが記載されていた。

（６）乙山竹彦は、平成２４年５月１０日、臨時取締役会において議長を務め、敵対的な社員・株主が存在すると、経営の意思統一が図られないばかりか、会社の存亡に関わりかねない状況になるとして、現行の定款に、別紙決議目録の「変更案」欄記載のと通りの株主総会の議決権に関する株主ごとの異なる規定及び原告らに剰余金の配当を受ける権利を一切与えない旨を新設したい旨を説明したところ、同取締役会の出席者の全員が異議なくこれを承認した。同取締役会の議事録には、定款変更の顛末を説明するものとして、乙山竹彦が同年４月末日付けで作成した書面が添付された。乙山竹彦は、同書面において、被告が直面している問題点として、〔１〕甲野夏郎が会社（Ａ社）の設立に当たり、被告が施工した物件の写真をＡ社のホームページに掲載したこと、〔２〕原告がＡ社の取締役となっていること（ただし、当時既に退任している。）、〔３〕原告が、乙山竹彦に対し、被告があたかもこれまでに配当を行ってこなかったかのような記載をした動議書を送付したこと、〔４〕甲野夏郎が、被告に関連する人材の引抜き行為を行ったこと、〔５〕原告及び甲野夏郎は、被告の業務と類似する業務を行っていること、〔６〕原告が、被告に対し、法律に基づかない要求をしたことなどを指摘した上で、被告から見ると敵対的株主と取れること、〔７〕被告にとって重要な顧客の業者説明会に登録し、被告のお客様として登録していることを指摘した上で、株主としてあまり好ましく感じられないことなどを説明をした上、被告にとって大株主である甲野一族（原告の一族）がかなりの脅威であり、被告の取締役や社員も不安を抱えており、Ａ社に対する防衛策を考える必要があること、防衛策として属人的定めの制度を利用することなどの説明をしていた。

（７）被告は、原告らを含む被告の株主に対し、平成２４年６月５日付けで、上記（６）の臨時取締役会で承認された内容の定款変更を行うことを議案の一つとして同月１４日に臨時株主総会を招集する旨の通知をした。

これを受けて、原告らは、同月１２日、被告に対し、「通知書」と題する同日付け書面を内容証明郵便により、被告が計画している上記定款変更案は、原告らのみを著しく差別的かつ不利益に取り扱うものであり、株主平等原則や衡平の理念に違反することなどを指摘したところ、上記臨時株主総会は流会となった。

(8) 原告は、被告の会計帳簿の閲覧及び謄写を目的として、東京地方裁判所立川支部（以下「当庁」という。）に対し、平成24年8月2日、被告を債務者とする仮処分命令の申立てをした（当庁平成24年（ヨ）第139号会計帳簿等閲覧謄写請求仮処分命令申立事件）。また、原告は、被告の計算書類の閲覧及び謄本交付並びに取締役会議事録の閲覧及び謄写を目的として、当庁に対し、同月14日、被告を債務者とする仮処分命令の申立てをした（当庁平成24年（ヨ）第150号計算書類等閲覧謄本交付請求仮処分命令申立事件、当庁平成24年（ヨ）第151号取締役会議事録閲覧謄写請求仮処分命令申立事件）。

2 本件決議の無効原因の有無（主位的請求関係）について

(1) 前提事実(3)によれば、本件決議は、別紙決議目録の「変更案」欄記載のとおり、株主総会の議決権及び剰余金の配当を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款変更を行うことを議案の一つとして行われたものであるから、同定款変更は、会社法109条2項の規定による属人的定めを利用して行われたものと認められる。

そして、同事実(2)及び(3)によれば、本件決議は、被告の株主27名のうち23名が賛成の議決権を行使することによって行われており、かつ、その持株比率は合計76.9パーセントであるから、同法309条4項所定の決議要件を満たしていることは明らかである。

(2)ところで、原告は、属人的定めについても株主平等原則の趣旨が及び、本件決議は同趣旨に違反し無効である旨主張するのに対し、被告は、会社法105条2項において認められる建前に反しない限り、属人的定めによって株主に対し不合理な差別的取扱いをすることも認められる旨主張する。

会社法109条1項は、株式会社は、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないという株主平等原則を定め、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、非公開会社は、同法105条1項各号に掲げる権利（剰余金の配当を受ける権利（同項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）及び株主総会における議決権（同項3号））に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができるとし、属人的定めについて定めている。このような条文の文言及び位置関係に照らせば、属人的定めは、株主平等原則の例外として置かれたものであり、同制度について同法109条1項が直接適用されることはないといわざるを得ない。

しかしながら、株主平等原則は、多数決の濫用や会社経営者による恣意的な権限行使から、個々の株主の利益を保護するため、株式会社に対し、株主をその有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱うことを義務付けるものであるところ、団体の構成員が平等の取扱いを受けるべきことは正義・衡平の理念を基礎として全ての団体に共通する原則であるから、株主平等原則の背後には一般的な正義・衡平の理念が存在するものというべきである。そして、属人的定めは、その運用の仕方次第では非公開会社における無秩序状況をも招きかねないものであり、とりわけ、新たに株式を発行する場合と、既に発行されている株式の

内容を変更する場合とでは、株主の置かれている利益状況は質的に異なること（前者の場面では、新株を引受ける者は差別的取扱いを前提に株式を取得するのに対し、後者の場面では、株式取得後に定款変更の特殊決議によって一方的な差別化が行われることになる。）を考慮すると、同制度を利用して行う定款変更であればおよそ如何なる内容のものであっても許されると解するのは相当でなく、株主ごとの異なる取扱いの内容の定め方については、上記理念に照らし、自ずと限界があるものというべきである。

そうすると、属人的定め制度についても株主平等原則の趣旨による規制が及ぶと解するのが相当であり、同制度を利用して行う定款変更が、具体的な強行規定に形式的に違反する場合はもとより、差別的取扱いが合理的な理由に基づかず、その目的において正当性を欠いているような場合や、特定の株主の基本的な権利を実質的に奪うものであるなど、当該株主に対する差別的取扱いが手段の必要性や相当性を欠くような場合には、そのような定款変更をする旨の株主総会決議は、株主平等原則の趣旨に違反するものとして無効になるというべきである。

（３）これを本件についてみると、会社法１０５条２項によれば、剰余金の配当を受ける権利（同条１項１号）及び残余財産の分配を受ける権利（同項２号）の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しないものとされているところ、前提事実（３）のとおり、本件決議は原告の上記権利の全部を喪失ないし制限するというものではないから、本件決議が同条２項に違反しているとはいえないものの、以下のとおり、本件決議については目的の正当性はもとより、手段の相当性についてもこれを認め難いというべきである。

ア 本件決議の目的の正当性について

（ア）被告は、属人的定め制度を利用して本件決議を行った理由として、原告の子である甲野夏郎の行った各行為に照らせば、甲野夏郎は敵対的株主として位置づけられ、原告はこのような甲野夏郎と一体のものとして評価できるから、敵対的株主として位置づけられる旨を主張する。

確かに、前記認定事実（３）及び（４）のとおり、甲野夏郎が被告の取締役を退任して約２か月後にＡ社を設立したことは認められるが、仮に同社と被告との間の競合関係について疑義があるのであれば、不正競争防止法等の関係各法令に則った対応によって是正を図れば足りるのであって、被告の株主が被告と同種同業の事業を行う会社を設立したとしても、そのことをもって当該株主の基本的な権利を制限することは許されるものではないから、甲野夏郎によるＡ社の設立行為が被告にとって大株主である甲野一族（原告の一族）による脅威であることなどを理由として掲げる被告の主張は失当である。

次に、同事実（５）のとおり、被告及びＡ社がそれぞれホームページにリフォーム工事が行われた物件の写真を掲載していたこと、被告が、Ａ社が掲載した写真の一部について、公正取引委員会に対し、排除措置命令の申立てをしたことが認められるが、更に進んで、Ａ社の掲載した写真が被告の施工した物件に係るものであることを認めるに足りる証拠はなく、この点に係る被告の主張はその前提を欠くというほかない。なお、仮にＡ社の掲載した写真

が被告の施工した物件に係るものであったとしても、それは現に被告が行ったように、独占禁止法等の関係各法令に則った対応によって是正を図れば足りるのであって、そのような写真の掲載行為をもって直ちに当該株主の基本的な権利を制限することは前記説示のとおり株主平等原則の趣旨に照らして許されるものではない。A社による写真の掲載行為を理由として掲げる被告の主張も失当である。

また、同事実（４）のとおり、甲野夏郎がA社設立に先立って本件パーティーを開催し、被告の執行役員、仕入先、関係者（ドミナント、営業委託先等）を招待したことは認められるが、これらの行為自体を被告に対する営業妨害行為と捉えることはできず、この点に係る被告の主張もその前提を欠くというべきである。

さらに、同事実（２）及び（４）のとおり、かつて被告において建築リフォーム第２チームのマネージャーを務めた丁田太郎がA社の取締役となったことは認められるが、甲野夏郎が丁田太郎はもとより被告の従業員の引抜き行為及び被告の顧客の奪取行為を行ったことを認めるに足りる証拠もない。そして、同事実（１）のとおり、被告は設立以後、順調に成長を遂げ、売上げも上昇していることが認められるのであって、甲野夏郎による上記各行為によって被告の売上げが減少したとする被告の主張は実態に反するものであり、この点に係る被告の主張もその前提を欠くというほかない。

加えて、前提事実（１）イ（エ）のとおり、甲野夏郎が丙川冬助に対し被告の株式を譲渡したことは認められるが、非公開会社である被告としては、仮に当該譲渡が不適切であると考えるのであれば、これを承認しないなどの対応をとることができるのであって、株式の譲渡をもって当該株主の基本的な権利を制限することが許されるものではないから、この点に係る被告の主張は失当である。

以上によれば、被告が甲野夏郎を敵対的株主として位置づけた理由として指摘する同人の各行為は、いずれも、同人の株主としての基本的な権利を制限することを正当化する理由とはならないところ、同各行為を理由として甲野夏郎とは親子関係があるとはいえ、法人格を異にする原告の株主としての基本的な権利を制限することがおよそ正当化できないことは自明である。この点について、被告は、原告と甲野夏郎との関係や、原告とA社との関係などの事情を縷々指摘し、甲野夏郎と原告を一体のものとして評価できる旨主張するが、同指摘事実によっても両者を一体のものとして評価することはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

（イ）また、前記認定事実（４）のとおり、原告が本件パーティーにおいて挨拶をした際、出席者に対し、息子（甲野夏郎）が事業を始めるので息子のことを頼む旨やA社が受注した工事について今後仕事をしてもらいたい旨の発言をしたことは認められるものの、このような発言をしたことが直ちに被告の取引先等の関係者の引抜き行為に当たるというのは到底認め難く、他に原告が引抜き行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。この点に係る被告の主張もその前提を欠くというべきである。

（ウ）さらに、被告は、属人的定めの制度を利用して本件決議を行った理由として、原告が

仮処分命令の申立てを行うなど被告に対し報復的な攻撃ないし嫌がらせを行った旨を主張する。

確かに、前記認定事実（８）のとおり、原告が、被告の会計帳簿の閲覧及び謄写、計算書類の閲覧及び謄本交付、取締役会議事録の閲覧及び謄写を目的として、被告を債務者とする各仮処分命令の申立てをしたことは認められるが、これは会社法上株主に認められる権利を行使したにすぎないのであって（会社法４３３条１項及び２項、４４２条３項、３７１条２項等）、このことを理由として原告の株主としての基本的な権利を制限することが認められないのは言うまでもなく、この点に係る被告の主張も採用できない。

（エ）その他、前記認定事実（６）のとおり、乙山竹彦は、被告の臨時取締役会において、属人的定め の制度を利用して定款変更を行う理由として、原告が、乙山竹彦に対し、被告があたかもこれまでに配当を行ってこなかったかのような記載をした動議書を送付したこと、原告が、被告に対し、法律に基づかない要求をしたこと、被告にとって重要な顧客の業者説明会に登録し、被告のお客様として登録していることなどを指摘していることが認められるが、いずれも原告の株主としての基本的な権利を制限することを正当化する理由に該当するとは認め難いというべきである。

（オ）以上によれば、被告が本件決議によって行った属人的定め の制度に基づく定款変更は、その内容としての差別的取扱いが何ら合理的な理由に基づくものであるとはいえず、かえって、前提事実（３）のとおり、本件決議の結果、原告の持株比率は１４．７パーセントから０．１７パーセントにまで、原告の子である甲野夏郎の持株比率は６．２パーセントから０．０７パーセントにまでそれぞれ減少した一方で、被告の代表取締役である乙山竹彦の持株比率は１３．６パーセントから３４．１７パーセントまで、乙山松夫の持株比率は５１．７パーセントから５８．９７パーセントまでそれぞれ増加したことや、平成２４年度の売上げが年商４６億円にまで達し、将来的にも順調な増収が見込まれる状況の中で原告らの剰余金の配当を受ける権利がその余の２３名の株主の１００分の１となったことが認められるのであって、これらの事情に照らせば、本件決議は、原告らを被告の経営から実質的に排除し、原告らの財産的犠牲の下に、乙山らによる被告の経営支配を盤石ならしめる目的で行われたものであるといわざるを得ない。

そうすると、本件決議は、その目的において正当性を欠いており、株主平等原則の趣旨に違反するものというべきである。

イ 本件決議の手段の相当性について

前提事実（３）のとおり、本件決議の結果、原告の持株比率は１４．７パーセントから０．１７パーセントにまで減少したことや、原告の剰余金の配当を受ける権利は、原告らを除くその余の２３名の株主の１００分の１となったことが認められ、これらの事情に照らせば、原告は、本件決議の結果、一定の要件を具備することを前提に認められる株主の監督是正権を行使することができなくなり、また、株主としての財産権が大幅に制約されるに至ったものといえ、しかも、全証拠によっても、これに対する経済的代償措置が被告によって講じら

れたことも窺われない。

そうすると、本件決議は、原告の基本的な権利を実質的に奪うものであり、原告に対する差別的取扱いが手段において相当性を欠いているものといわざるを得ず、この点においても、株主平等原則の趣旨に違反するものというべきである。

ウ 被告が主張するその他の本件決議の正当性ないし必要性に係る主張事実も上記認定判断を直ちに左右するものではない。

(4) 以上によると、本件決議は、その目的の正当性及び手段の相当性が認められず、株主平等原則の趣旨に著しく違反する上、前記認定の株主平等原則違反の内容、程度に照らすと、多数決の濫用により少数株主である原告の株主としての基本的権利を実質的に奪うものであり、公序良俗にも違反するというべきである。

そうすると、本件決議は、決議の内容自体が法令に違反するものとして無効であるというほかない。

3 よって、原告の主位的請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 市村弘 裁判官 前田英子 裁判官 須藤隆太

(別紙) 決議目録

第1号議案 定款一部変更の件

議案の内容は下記に記載のとおり。

現行定款 変更案

(新設) (株主総会の議決権に関する株主ごとの異なる規定)

第15条の2 本定款の他の規定に関わらず、株主乙山竹彦は株式1株につき220個の議決権を有する。株主乙山松夫は株式1株につき100個の議決権を有する。株主S、同J並びに同Rは株式1株につき80個の議決権を有する。株主乙山梅樹、同乙山花子、同乙山月子、同C、同D、同E、同F、同G、同H、同I、同K、同L、同M、同N、同Q並びに同Tは株式1株につき50個の議決権を有する。その他のすべての株主は株式1株につき1株の議決権を有する。

(新設) (剰余金の配当に関する株主ごとの異なる規定)

第34条の2 本定款の他の規定にかかわらず、当会社が剰余金の配当を行う場合は、株主甲野春夫、同甲野夏郎、同甲野秋子並びに同丙川冬助に対し、その有する1株につき、その他の株主の1株につきする剰余金の配当額に100分の1の割合を乗じて得られる額の剰余金の配当をするものとする。

2. 剰余金の配当は、株主甲野春夫、同甲野夏郎、同甲野秋子並びに同丙川冬助以外の株主についてはその有する株式数に応じた配当を受けるものとする。

(別紙) 株主名簿